

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

幸手市長 木村 純夫

市町村名 (市町村コード)	幸手市 (11240)	
地域名 (地域内農業集落名)	上高野地区  (志手第一、志手第二、上仲、真砂町、茶屋、菩薩、慶作、茨島、織部、大蔵 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、市の南西部に位置し、杉戸町に隣接する水田地帯であり、水稻を中心に作付けされている。令和5年度に実施した地域計画策定に向けたアンケート調査の結果、今後の農業経営の意向として拡大が0%、縮小が63.1%、現状維持が36.9%となっており、高齢化や後継者不足により、縮小意向が高くなっているため、法人を含め、地域外から新たな担い手を確保していくことが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は水田地帯であるが、法人を含め、地域外からの新たな担い手を確保をするためにも多種多様な作物の栽培を推進していく必要がある。  
 また、本地域は農業振興地域内の農用地としての指定がされておらず、一部地域を除いて開発等が見込まれる地域であるため、農業生産のみでなく、加工・流通・販売を一体で行う農業の6次産業化を目指し地域農業の振興を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58.99 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.48 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地改良事業の推進予定区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の中心となる経営体として企業や地域外からの新たな担い手を確保し、基盤整備や土地改良事業を活用しながら農地の集積・集団化を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現状として農地中間管理事業の認知率が低いため、地域への周知を行い、自作農家にも農地中間管理事業の活用を促し、将来的に地域の中心となる経営体への農地の集積・集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
区画整理などを促進し、企業や地域外からの新たな担い手を確保しやすい環境整備を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
幸手市農業技術銀行運営協議会にて定めた農作業委託にかかる基準単価を参考に農協や地域内の農作業受託希望者と相談し作業を依頼することで、遊休農地発生を防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

土地改良事業を活用し、地域で農産物の生産・加工・流通・販売を行う農業の6次産業化を推進する。